総務文教常任委員会審査日程

日　時　令和７年５月２９日（木）
本会議終了後
場　所　第１委員会室

～審査内容～

１　承認第２号　山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
（税務）

２　承認第３号　山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
（税務）

承認第２号　山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
承認第３号　山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について

１　専決処分日　令和７年３月３１日

２　専決処分した理由
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月３１日に公布され、一部の規定を除き４月１日から施行されるため所要の改正を行うもの。

３　専決処分した主な内容
(1) 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例
ア　軽自動車税関係
・軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し
【第 82 条、第 89 条第 2 項】
総排気量 125cc 以下のバイクで最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付バイクと同額）とする。
※現行の 50cc 原付バイクは、令和７年１１月から排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

・道路交通法の改正に伴う改正【第 90 条】
マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備

イ　固定資産税関係
・大規模改修工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の手続きの見直し【附則第 10 条の 3】
大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用できることとする。

ウ　その他
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの反映
【第 36 条の 2、第 63 条の 2、第 89 条、第 139 条の 3、第 149 条】

・地方税法の改正に伴う項ずれの反映【附則第 10 条の 2】

・地方税法の改正に伴う規定の削除
平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等【附則第 10 条の 4】
平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等【附則第 10 条の 5】

・地方税法の改正に伴う条ずれの反映等【附則第 10 条の 6】

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例
・地方税法の改正に伴う項ずれの反映
【附則第 4 項、附則第 5 項、附則第 6 項、附則第 17 項】

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの反映【附則第 7 項】